省　令

○総務省令第七十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条及び第百二十一条の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月八日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条　第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2　第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。

3　第百四条及び第百六条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

4　第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式（受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第百二十五条において同じ。）の中継局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

5　第百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局（空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局を除く。以下この条において同じ。）への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）について適用しない。

6　第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

7　第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

8　第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

9　第百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

第百二十五条第三項中「、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの」を「基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、空中線電力三ワットを超えるもの（非再生中継方式の中継局にあつては、空中線電力五〇ワットを超えるもの）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十九項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月八日

文部科学大臣　下村　博文

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項の表柔道又は剣道の項中「体育社会学」の下に「、体育史」を加える。

第三十七条第二項及び第三項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附則第三十七項を附則第四十一項とする。

附則第三十六項中「第二十五条第三項」を「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）による改正前の第二十五条第三項」に改め、同項を附則第四十項とする。

附則第三十五項を附則第三十九項とする。

附則第三十四項中「附則第十項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第三十八項とする。

附則第三十三項中「第二十五項及び第二十六項」を「附則第三十四項及び第三十五項」に改め、同項の表中「第二十五項又は第二十六項」を「附則第三十四項又は第三十五項」に改め、同表備考第二号中「第六十四条第三項」を「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年文部科学省令第五号）第九条による改正前の第六十四条第三項」に改め、同項を附則第三十七項とする。

附則第三十二項中「第十二項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第三十六項とする。

附則第三十一項を附則第三十五項とし、附則第二十三項から第三十項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第二十二項中「第五項の表の第三欄」の下に「並びに附則第十項の表の第二欄」を加え、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十一項を附則第二十五項とし、附則第十三項から第二十項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十一項中「附則第七項又は第九項」を「附則第十一項又は第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十項を附則第十四項とし、附則第七項から第九項までを四項ずつ繰り下げ、附則第六項の次に次の四項を加える。

7　免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

二　幼稚園教諭の二種免許状　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

8　免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一　幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員

二　次に掲げる施設の保育士

イ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ロ　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたもの

ハ　イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

9　免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。